

小山市サッカー場整備及び運営事業

基本協定書 (案)

令和 7 年 3 月 17 日

小山市

小山市サッカー場整備及び運営事業 基本協定書

小山市サッカー場整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に関して、小山市（以下「市」という。）と、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループの各構成企業（以下総称して「事業者」といい、個別に「構成企業」といい、そのうち、末尾記名捺印欄に「設計企業」「建設企業」「運営企業」「維持管理企業」として記名捺印した当事者をそれぞれ「設計企業」「建設企業」「運営企業」「維持管理企業」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、市が令和7年3月に公表した「小山市サッカー場整備及び運営事業募集要項」（その後の修正を含む。以下「募集要項」という。）に従って事業者が提出した提案書その他提案書類（以下「事業提案書」という。）に基づき事業者が選定されたことを確認し、市との間において、本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに基本契約に基づく本事業に係る設計建設工事請負及び維持管理運営業務委託についての各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）を締結するに当たって、それに向けての市及び事業者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。なお、本協定で使用されている用語は、本協定で別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項において定義された意味を有するものとする。

（当事者の義務）

第2条 市及び事業者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業者は、特定事業契約の締結のための協議において、本事業の公募手続における市及び「小山市サッカー場整備事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（設計建設JVの組成）

第3条 事業者は、本協定締結後速やかに、設計企業及び建設企業をして、これらからなる【特定建設工事共同企業体】（以下「設計建設JV」という。）を組成させ、設計建設JVの組成及び運営に関し、建設共同企業体協定書を締結の上で、その写しを、その締結後直ちに市に提出させなければならない。

2 前項の定めるところに従って市に写しが提出された協定書の内容を、設計建設JVが変更したときには、事業者は、設計建設JVをして速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を市に対し提出させるものとする。

3 前各項の定めは、設計企業及び建設企業が単一企業であり、その役割を兼ねる場合には、適用されないものとする。この場合、以下における「設計建設JV」の用語は、設計企業兼建設企業を意味するものとする。

（維持管理運営JVの組成）

第4条 事業者は、運営企業及び維持管理企業をして、これらからなる【特定事業共同企業体】

(以下「維持管理運営 J V」という。)を組成させ、維持管理運営 J Vの組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結の上で、その写しを、その締結後直ちに市に提出させなければならない。

- 2 前項の定めるところに従って市に写しが提出された協定書の内容を、維持管理運営 J Vが変更したときには、事業者は、維持管理運営 J Vをして速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を市に対し提出させるものとする。
- 3 前各項の定めは、運営企業及び維持管理企業が単一企業であり、その役割を兼ねる場合には、適用されないものとする。この場合、以下における「維持管理運営 J V」の用語は、運営企業兼維持管理企業を意味するものとする。

(特定事業契約)

第5条 事業者は、市との間において、次の各号に従って特定事業契約を構成する各契約の仮契約を全て当該各号の定めるところに従って締結し、又は締結させる。なお、特定事業契約の仮契約は、設計建設工事請負契約の締結について小山市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じ、契約締結となるものとする。

(1) 基本契約

事業者は、令和7年10月頃を目途として、市との間で基本契約の仮契約を締結する。

(2) 設計建設工事請負契約

事業者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、設計建設 J Vに市との間で設計建設工事請負契約の仮契約を締結させる。

(3) 維持管理運営委託契約

事業者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、維持管理運営 J Vに市との間で維持管理運営委託契約の仮契約を締結させる。

- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の締結前に、事業者の全部又は一部が次の各号所定のいずれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、又は募集要項に定める応募者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、市は、特定事業契約を締結しないことができるものとする。事業者の全部又は一部がデフォルト事由に該当する場合、市が特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、事業者は、市の請求に基づき、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の100分の10に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務とする。

(1) 構成企業のいずれかが、本事業の公募手続に関して、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

イ 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項

の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

ウ 構成企業が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

エ 構成企業（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(2) 構成企業のいずれかが次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（構成企業の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 構成企業が、アからオまでのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が構成企業に対して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。

3 事業者が前項に基づく賠償金、損害金又は違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、市は、その支払わない額に市の指定する期間を経過した日から請求金額支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

（準備行為）

第6条 特定事業契約を構成する各契約に関し、当該契約の締結前であっても、事業者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うものとし、市は、必要かつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。

2 事業者は、特定事業契約を構成する各契約の締結後速やかに、前項の定めるところに従っ

てなされた準備行為の結果を当該契約の当事者である事業者に承継させるものとする。

(特定事業契約の不調)

第7条 事由の如何を問わず、特定事業契約の全部又は一部が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の全部が締結された日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、いずれかの特定事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条及び第9条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、第5条第1項第1号に定める基本契約が締結された場合には、第9条の規定は効力を失う。

(秘密保持)

第9条 市及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知の内容である場合
 - (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
 - (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
 - (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
 - (5) 当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
 - (6) その他法令に基づき開示する場合
- 2 市は、前項の定めにかかわらず、特定事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
 - 3 事業者は、第1項に定めるほか、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報その他の情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係規程を遵守する責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。
 - 4 事業者は、各構成企業の役員、従業員、事業者の代理人又はコンサルタントに対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

(管轄裁判所)

第10条 市及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、宇都宮地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第11条 事業者は、本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し

疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本協定を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上で、各1通を保有する。

令和7年____月____日

市 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市

小山市長 浅 野 正 富

事業者 _____グループ

(構成企業)

(代表企業／〇〇企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(設計企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(建設企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(運営企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(維持管理企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]